

25.8.29

平成25年8月28日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成24年(ワ)第49号不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成25年7月17日

判 決

静岡県掛川市 [REDACTED]

原 告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 高 告

東京都千代田区丸の内2丁目1番1号

被 告 アコム株式会社 広 篤

同代表者代表取締役 役 好 下 盛

同訴訟代理人弁護士 木 古 川 綾 一

同 小 沢 征 行

同 笠 井 陽 一

同 岡 渕 幸 貴

主 文

- 1 被告は、原告に対し、421万3442円及びうち294万6927円に対する平成17年3月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

第1 請求

被告は、原告に対し、421万3442円及びうち294万6927円に対する平成17年3月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、貸金業者である被告との間で借入及び返済を繰り返していた原告が、

被告に対し、利息制限法所定の制限の範囲内で充當計算をすると過払金を生じ、かつ、被告は民法704条所定の悪意の受益者に当たるとして、不当利得返還請求権に基づき、過払金294万6927円及び利息（確定利息126万6515円及び平成17年3月7日から支払済みまで民法所定年5分の割合による金員）の支払を求める事案である。

## 1 前提事実

以下の事実は当事者間に争いがない。

(1) 被告は、貸金業者である。

(2) 原告は、被告との間で、昭和58年2月25日から平成17年3月7日までの間、別紙計算書記載のとおり金銭消費貸借取引をし、借入と返済を繰り返した（以下「本件取引」という。）。

## 2 当事者の主張

(1) 悪意の受益者について

(原告の主張)

被告は悪意の受益者である。

(被告の主張)

争う。

(2) 和解契約の成否について

(原告の主張)

ア 原告と被告は、平成15年11月6日、以下の内容の和解契約を電話で締結した（以下「本件和解契約」という。）。

ア 原告は、被告の原告に対する債務が、元金29万4714円、利息8251円、遅延損害金16万9468円の合計47万2433円存在することを確認する。

ア 原告は、前記アの弁済金を平成15年11月6日から平成17年4月6日まで、平成15年11月6日に15万円、その後は、毎月6日に2

万円ずつ、平成17年4月6日に2433円に分割して、被告に持参又は被告の指定する銀行口座への送金により弁済する。

c 本契約に關し、本示談が定める他には、何らの債権債務のないことを確認する。

イ その後、原告は、本件和解契約に基づいて弁済し、平成17年3月7日、残額の2万2433円を全額弁済し、原告と被告は、基本契約を解約し、本件取引を終了した。

ウ 仮に、本件和解契約の締結当時、原告が、被告に対して不当利得返還請求権を有していたことがあったとしても、本件和解契約によって、その債権は消滅した。

(原告の主張)

否認する。

仮に、原告が、本件和解契約の内容が記載されている文書（以下「和解契約用紙」という。）の送付を受けたが、返送しなかったとしたら、その理由は、原告が、和解契約用紙の記載内容について、承諾していないからに他ならない。

### (3) 和解契約の効力について

(原告の主張)

仮に、本件和解契約が成立していたとしても、同契約は無効である。

平成15年11月時点では、既に370万円以上の過払金債権が発生していたにもかかわらず、和解契約用紙の本日現在の債務内容欄には47万2433円と記載されていたのであるから、本件和解契約は、実際の取引経過に基づき、利息制限法の制限利率で引き直した結果と和解内容が著しく乖離していたといえる。

そして、これは、被告に起因する事情に基づくものであって、原告には、その認識はなかったといえるから、原告について、法律行為の要素について

動機の錯誤があり、かつ、それは、表示されているというべきである。

(被告の主張)

本件和解契約が締結された平成15年当時は、貸金業法のみなし弁済規定の適用の可否について多くの裁判例が出されており、その計算方法は確立されていなかつた。そのため、本件和解契約の締結当时、利息の充当方法にはいろいろな計算方法があり、原告に対する債権の存否及びその金額について争いがあつたことは明らかである。

また、和解契約用紙に記載された金額が被告の主張する計算方法に基づく金額であつたとしても、それは、一方当事者の主張に基づくものに止まり、計算方法が確立されていなかつたことからして、その権利関係は不確定的なものであつた。

本件和解契約は、前記のように不確定的な権利を対象とするものであり、原告がこれを争う姿勢を明確にしていなかつたとしても、当然に和解契約として有効となる。

(4) 消滅時効の成否について

(被告の主張)

ア 基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引がなされている間であつても、当事者間で新たな借入金債務の発生が見込まれなくなつた場合には、不当利得返請求権の行使についての過払充当合意とは異なる内容の合意が存在するなどの特段の事情が存在するといえるため、その時点から消滅時効が進行すると解するべきである。

当事者間で新たな借入金債務の発生が見込まれなくなつた場合には、それ以降は、不当利得返還請求権の行使を妨げる法律上の障害は存在せず、その時点が権利を行使することができる時にあたるため、その時点で発生していた過払金については、その時点から、その後に発生する過払金については、払込の都度、消滅時効が進行すると解するべきである。

被告は、平成4年4月20日、基本契約締結の当初からの合意に基づき、原告への貸付停止措置をとり、その後、移管処理、貸倒処理により、被告の原告に対する再度の貸付の可能性は皆無になった。

したがって、平成4年4月20日以降の本件取引において、原告と被告との間には、前記特段の事情があつたといえる。その結果、本件において、平成4年4月20日以後、不当利得返還請求権の行使にあたつて法律上の障害は存在しないこととなり、それ以降に生じた過払金については、それが発生する都度消滅時効が進行する。

その結果、平成14年5月27日以前の取引により発生した不当利得返還請求権は、平成24年6月27日の訴え提起の時点で既に消滅時効が進行してから10年が経過している。

以上により、被告は、消滅時効を援用する。

イ 仮に、被告が貸付停止措置をとったことにより、被告の原告に対する再度の貸付の可能性が皆無になり、その後、消滅時効が進行するとはいえないとしても、遅くとも、移管処理又は貸倒処理がなされた時点において、原告が、被告から再度借入をすることができる可能性は皆無になり、その後、消滅時効が進行すると解するべきである。

ウ 被告は、従前より原告との間で再三連絡を取るべく、電話や郵便の手段を使って連絡をしていた。それにもかかわらず、原告からの応答はなかつた。また、原告は、基本契約締結時の住所から転居していたにもかかわらず、被告に対し、その旨を連絡せず、さらに、住民票上の住所も長期間にわたって変更していかつた。このように、被告と原告との連絡が不能となつたことが原因となって、被告は原告に対する移管処理及び貸倒処理をしている。被告が、原告に対して、移管処理及び貸倒処理を行つたことを認識し得るような措置をとることができない状況を原告自身が作出了したにもかかわらず、どのような措置がとられたことをもつて、原告が新

たな借入をすることができないことを認識しなかつたと主張することは、  
信義誠実の原則に照らして許されるものではない。

(原告の主張)

否認する。

### 第3 当裁判所の判断

1 前提事実及び後掲の証拠等によると以下の事実が認められる。

(1) 原告は、昭和58年2月25日、被告から30万円を借り入れ、被告との間で本件取引を開始した。

その後、原告は、被告との間で本件取引を継続し、昭和63年11月8日、新たな貸付契約に基づき、50万円を借り入れた(甲1,乙1,2)。

(2) 原告は、平成元年12月25日、AC会員入会申込書(以下「本件申込書」という。)を作成して、被告との間で極度額を50万円とする基本契約を締結した(乙2)。

本件申込書には、年収(税込)500万円、消費者ローン利用額200万円と記載されていた。

利率は29.20ペーセント、従前の貸付金残高は49万2965円とさ  
れていた(乙2)。

(3) 本件申込書の裏面に記載されているAC会員規約(以下「本件会員規約」という。)には、以下の約定があつた(乙2,6,弁論の全趣旨)。

#### 「第3条(カードローン契約極度額及び利用限度額)

1. 会員は契約極度額の範囲内できりかえし借入ができます。
2. 契約極度額は、申込者の借入極度希望額の範囲内でアコムが決定し、会員に通知するものとします。ただし、郵送申込(メールキャッシング)の場合は、申込者が申込んだ商品極度額(減額希望のときは、その申し出額)を借入極度希望額とします。

3. 前々項にかかわらず、アコムが債権保全上必要と認めたときは利用

- 限度額を減額あるいは新たな貸出を中止することができます。
4. 前項により利用限度額の減額を行った後、減額事由が解消した場合は減額の範囲で増額します。

#### 第7条（カードの取扱等）

9. 会員に次の事態が生じた場合は、カードの使用を停止し、アコムにカードを返却するものとします。

(1) 強制執行、破産等の法的手続きがとれらたとき、その他信用状況に重大な変化があつたとき」

(4) 被告の浜松駅前支店の担当者は、平成4年4月20日、被告内部において、原告への貸付を停止した。

その後、ATMでは、「ご融資」、「極度額等の変更申込」のボタンが表示されなくなり、「ご返済」、「残高照会」、「暗証番号の変更」のボタンのみが表示されることになっていた。

また、ATM明細書の記載中「ご利用可能額」として顧客が借り入れることができる金額欄が空欄になる。

なお、ATM明細書には、「フドウサンカードローンハツバイチュウオトイアワセハマドグチカオデンワデ」との記載も存在していた（乙7、8、11の1ないし4、弁論の全趣旨）。

(5) 被告が、平成5年5月24日、平成6年1月20日、原告に交付した各明細書には、会員番号、契約番号、各回約定額、次回期限、入金内訳、残債務の記載があり、「2. 上記内訳により支払いし受領証書を受領しました。」に○が付けられている。前記各明細書には、利用余裕額の欄が存在しない（乙13の1、2）。

(6) 被告は、平成7年4月18日付け、同年5月30日付で原告に対し、通知書を送付したが、いずれも転送期間経過のため返送された（乙15の1、2、乙23、24）

(7) 被告は、平成8年3月11日、原告に対する債権の管理を浜松駅前支店から審査部に移管した。

移管報告書（兼損金報告書）には、「移管理由 13. 連絡困難」、「債務情報 6件 131万円」、「損金理由 3. 行方不明」、「備考 本人行方不明で最終入金日以降6ヶ月を経過し調査の結果、回収不能と判断される為。」との記載がある（乙16）。

(8) 原告は、平成8年5月17日、被告に対し、1万円を返済した。

(9) 被告は、平成8年7月5日付けで原告に対し、「これ以上の延滞は、あなたさまに円満な解決をする意志がないものと受けとめ、当社といたしましては、裁判所を通じて法的手続きを実行しなければならなくなります。」との記載のある請求書を送付したが、返送された（乙25、弁論の全趣旨）。

(10) 被告は、平成9年1月31日、原告に対する債権を貸倒損失として処理した。

移管報告書（兼損金報告書）には、「以上のとおり、やむなき情況にて進展せず、回収困難と判断し、貸倒損失として計上致します。」との記載がある（乙16）。

(11) 被告は、平成13年9月ごろ、原告の所在を知り、このころ、原告に対し、請求書を送付した。

原告は、平成13年9月28日、平成8年5月17日の返済の後途絶えていた被告に対する返済を再開した（甲4）。

(12) 原告は、被告に対し、訴訟を回避するよう要請し、被告は、原告に対し、平成15年10月ごろ、債務を確認し、一時金として15万円を弁済した後、残額を2万円で分割して支払うのであれば、将来の利息を免除することを提案した（甲4、弁論の全趣旨）。

(13) 被告は、原告に対し、平成15年11月ごろ、以下の記載のある本件和解契約用紙を送付した（乙3、弁論の全趣旨）。

「第1項 乙(原告)（中略）は、乙の甲(被告)に対する債務が、下記(1)のとおり存在することを確認した。

第2項 乙(中略)は、下記(1)の債務のうち下記(2)の弁済金について、下記(3)のとおり、甲方へ持参または下記(4)の口座への送金により弁済する（中略）。

第3項 甲は第1項で確認した債務につき、下記(5)の債権を放棄する。

第4項 乙(中略)が、第2項の弁済を1回以上怠ったときは、催告、その他の手続きを要せず、当然期限の利益を失い、第2項に基づく残債務全額に、期限の利益喪失日からの残元金に対する年29.200パーセントの遅延損害金を附加して直ちに弁済するものとする。

第5項 本契約に關し、本示談に定める他には、甲と乙(中略)間には、何らの債権債務のないことを確認する。

(1) 本日現在債務内容	合計金額	472433円
元金		294714円
利息		8251円
遅延損害金		169468円
(2) 弁済金	合計金額	472433円
元金		294714円
利息		8251円
遅延損害金		169468円

(3) 弁済方法

分割弁済	18回払い	
平成15年11月6日		150000円
平成15年12月～平成17年3月		20000円
平成17年4月6日		2433円

((4)振込先口座、(5)放棄額は省略。)】

(14) 被告の担当者は、平成16年2月ころ、示談書用紙に「入手困難な為代筆  
大阪第一管理セントラルチームリーダー」「渡辺智明」の印判を押したうえ、  
「攝川市 [REDACTED]」と記載し  
(※専務法:原吉氏名)

た(乙3, 弁論の全趣旨)。

(15) 原告は、平成15年12月8日から平成17年2月7日までの間、被告に  
対する2万円ずつの返済を継続し、同年3月7日、2万2433円を返済し、  
本件取引を終了した。

(16) 原告代理人は、被告に対し、受任通知書を送付し、同通知書は平成24年  
4月9日、到達した(弁論の全趣旨)。

## 2 悪意の受益者について

被告について、貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有しておりますが、か  
つ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段  
の事情を認めると足りないから、被告は、悪意の受益者であると推定される。

## 3 和解契約の成否について

原告と被告との間で、平成15年10月ころないし同年11月ころ、本件和  
解契約に関する交渉があつたこと、被告は、原告に対し、本件和解契約用紙を  
送付したこと、原告は、平成17年3月7日までに、本件和解契約の約定金額  
を返済したことが認められるものの、貸金業者と顧客との和解契約は通常文書  
をもつて条項を確認した上でなされるとところ、本件和解契約の条項を口頭で逐  
一確認したと認めると足りる証拠はない。その後の返済状況に照らし、原告と  
被告との間で被告主張の返済金額及び返済方法に関する口頭での合意の成立が  
認められるとしても、貸金業者と顧客との和解契約は通常文書をもつて条項を  
確認した上でなされること、法的知識にたけているとは思われない(弁論の全  
趣旨)原告が、いわゆる清算条項を含む条項について、口頭で合意を成立させ  
ることができるものとは考え難いことを考慮すると、原告と被告との間で、本

件と解契約が成立したこととを認めることに足りず、その他本件全証拠によってもこれを認めるに足りない。

#### 4 消滅時効の成否について

本件取引終了の前に、原告が、過払金の返還を求め得る状況が生じていたとみるべき特段の事情があつたかどうか以下検討する。

前記のとおり、被告は、平成4年4月20日、原告において、原告への貸付を停止し、平成8年3月11日、原告に対する債権の管理を支店から審査部に移管し、平成9年1月31日、貸倒損失として処理したことが認められ、原告への貸付の停止に対応して、ATMの表示や明細書の記載に一部変更がなされたことが認められるが、被告が、原告に対し、本件会員規約に則して貸付停止措置をとつたといい得るために、このような措置をとつたところが、被告が、原告に対し、本件会員規約に則して貸付停止措置をとつたと告知したと認めると、原告はなく、その他外部から客観的に認識可能であったことを認めると、原告はなく、その他証拠はない。また、移管処理、貸倒処理についても、同様に被告内部における処理がなされたに止まる。

加えて、原告への貸付の停止が解かれ、再び貸付が再開される可能性は客観的には否定されていなかつたことをも合わせて考慮すると、原告に対する貸付の停止その他の処理をもつて、本件取引終了の前に、原告が、過払金の返還を求め得る状況が生じていたとみるべき特段の事情があつたと認めるとには足りないといべきである。

5 以上によると、その余の点を検討するまでもなく、被告は、原告に対し、421万3442円（不当利得金294万6927円及び確定利息126万6515円）及びうち294万6927円に対する平成17年3月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うべきである（未確定利息の始期は前記のとおりである。なお、仮執行宣言はこれを付す。）。

6 よって、主文のとおり判決する。

静岡地方裁判所掛川支部

裁判官

梶

智

子

これは正本である。

平成25年8月28日

静岡地方裁判所掛川支部

裁判所書記官

香 美 望